

の考えであり、この場合の副産物とは、好ましい、好ましくないに関わらず生産されるものである。たいていの場合は、農産物生産の一部として生産される公共財や、農業システム、またまれに農法の一部として生産されるものも含まれる。EU では、CAP (Common Agricultural Policy) 改革とそれに関連する農家への助成金の継続を正当化する主な理由となっている。また過度に集約的な農業により社会にもたらされる悪影響“public bad”を扱うための政策ツールの一つとなっている。

このように、多面的機能はEUの対外国政策において国内政策を支える鍵となるものであり、特に現在行われているWTO交渉においては、EUのスタンスを支える重要な部分となっている。また国際的にもEU国内でも、余剰生産物を生み出す補助金を廃止しようという圧力が増加するにつれ、多面的機能は、EUが農村開発政策(rural development policy)と呼ぶ政策を実施するにあたっての重要な根拠となっている。特に、農業環境事業(agri environmental schemes)の実施においては、多面的機能は非常に重要な位置を占めるようになってきており、イギリスでは、環境スチュワードシップ事業(Environmental Stewardship Scheme)などを通じて、多面的機能を発揮するために特定の農法を採用する農家への直接支払政策を行っている。また、このような特定の事業者を対象としたセクター政策は、農村や遠隔地の経済的発展をもたらす方法だと考えられている。

多面的機能のほとんどの研究では、農業は一般的に、公共財と公共に悪影響な財の両方を生産するというかなり共通的な同意がある。多面的機能に対処するためのコンセプトや知識は現在のところ発展途上段階にあり、政策や政策手段、またその実施において様々な選択肢があると思われる。しかし公共財との関係やマイナスの影響の程度、さらに農産物生産との並列関係や結合関係についてはわからないことが多く、またこれらの関係に対して様々な政策を用いてアプローチした場合のインパクトについてもよくわかっていない。さらに、公共財と公共に悪影響な財との関係や、同じEU内でも異なる地域での農村開発の手

法などにどのような違いがあるのかなどについてもわからないことが多い。

公共財の提供が地域開発や雇用確保、収入や生活の質の向上と結びついた人間の幸福の増進をもたらさないなら、その公共財は農村や僻地にとってはまったく意味がない。また公共財の範囲やその重要性の問題について議論がより多く行われるようになれば、多面的機能の提供が農産物の生産や維持などを行っている農家だけに関わるものではないことが明らかになるだろう。このことはわれわれが現在行っている農村政策を、将来的には根本的に変えなければならないことを意味している。

現在11の国で構成される新しい研究プロジェクト(TOP MARD Research Project)を立ち上げており、このプロジェクトで農業やそこから生み出される公共財、様々な異なる地域ごとの事情に合わせた農村や僻地の開発についての関係を理解し、知識を深めようと試みている。科学的根拠に基づいた個別事例の分析を試みるものである。

(文責 田中淳志)

特別研究会(講演会)報告要旨(2005年2月21日)

開発途上国における農業の非経済的役割 FAOプロジェクトの成果と 今後の課題

(FAO 経済社会局比較開発分析課長)

ランディ・ストリンガー

(FAO 経済社会局比較開発分析課エコノミスト)

作山 巧

FAOでは、日本政府の拠出を受けて、開発途上国の農業が果たす多様な非経済的役割を解明し、政策立案に反映させることを目指した調査分析作業(農業の役割プロジェクト)を2000年から実施している。本プロジェクトは、途上国における農業の多様な役割の実態把握を目的とした第1段階(2000~2003年)

と、そうした多様な役割を実際の政策に反映するための政策提言を目的とする第2段階（2004～2006年）から成る。

第1段階では、アジア（中国、インド、インドネシア）、アフリカ（エチオピア、ガーナ、マリ、モロッコ、南アフリカ）、中南米（チリ、ドミニカ共和国、メキシコ）の11カ国を対象とし、各国の研究機関と協力して、農業の役割に影響する要因、農業が有する環境外部性、農業発展による貧困削減機能、農業発展による食料安全保障の確保機能、農業による都市への人口集中の緩和機能、農業による雇用の緩衝機能、農業が持つ文化的機能、の7つのテーマについて、その実態把握と各機能の定量評価を行った。

本プロジェクトで分析対象とされた農業の非経済的な機能は、環境外部性に代表される生産面の外部性に重点を置いたOECDによる多面的機能の分析に比べてより広範なものとなっており、貧困の削減や食料安全保障の確保といった農業生産の増大に伴う消費面での外部性をも包含し、そうした間接的な波及効果も分析対象とした点に大きな特徴がある。

2004年から開始された本プロジェクトの第2段階においては、第1段階における途上国農業の多様な役割に関する実態把握を踏まえて、貧困削減と食料安全保障、農業の環境外部性、農村の活性化、の3分野に関して政策提言を行うべく、分析作業が続けられている。

上記の3分野の中で、環境外部性に関する分析作業は、農業が有する正負の外部性を内部化するための環境インセンティブ措置を途上国に導入するためのガイダンスの提供を目的としている。環境インセンティブ措置は、政府による手法（直接支払い等）、共同体による手法（慣習ルール等）、市場を活用した手法（エコラベル、グリーンツーリズム、環境トラスト等）に大別され、先進国の農業や途上国の森林保護への適用例は多いものの、途上国農業への適用例は乏しく、その導入が途上国の環境改善のための課題となっている。

上記の「環境インセンティブ措置に関するガイダンス」は、個別テーマに関する文献レビュー、個別事例に関する特定国でのケ

ースタディ、専門家会合の開催、を通じて取りまとめられることとされている。このうち、文献レビューについては、先進国の農業環境政策と、途上国の森林に対する環境支払いの経験を評価し、途上国農業に環境インセンティブ措置を導入する際の課題を導出するものである。また、ケーススタディは、途上国の特定の地域を対象に、景観、生物多様性等の環境外部性を内部化するための環境インセンティブ措置の実現可能性を検討するもので、現在、メキシコ、ケニア、モロッコ、タイ、フィリピンにおいてスタディを実施中または計画中である。

（注）ストリンガー氏は、米国の出身で、ウィスコンシン大学、FAOエコノミスト、豪アデレード大学を経て、2002年から現職。作山氏は、農水省の出身で、OECD日本政府代表部、農水省国際経済課等を経て、2004年から現職。

（文責 作山 巧）

特別研究会報告要旨（2005年3月1日）

中国農民合作経済組織の発展に関する研究

（中国農業科学院農業経済研究所）
王 東陽

新中国成立後、中国農村は農業合作化時期（1949 - 1957年）、人民公社化時期（1958 - 1977年）を経て、現在は農家経営請負制時期（1978 - ）となっているが、市場経済の進展によって、公有制を主体としつつも各種の組織が農村に並存する状況となっている。

中国農村の基層組織は、第1類（基層政権組織）、第2類（群集団体組織）、第3類（村・組治安組織、人民調停組織）、第4類（社区自助組織）、第5類（国家技術経済・管理服務組織）、第6類（郷鎮企業）、第7類（農民合作経済組織）の7つに分類されるが、このうち近年大きな変化が見られ、かつ、中国農村経済の今後の発展に最も重要な意味を有していると考えられるのは、第7類の農民合作経済組織である。